

愛知県立犬山総合高等学校部活動に係る活動方針

「部活動ガイドライン」（平成30年9月 愛知県教育委員会）の趣旨を踏まえ、本校の部活動に係る活動方針を定める。

1 目標

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加によりスポーツや文化等に親しませることにより、責任感や連帯感を育む。また、部活動に積極的に取り組ませることにより、健全な心身の成長を促すとともに、人間性・社会性の育成や豊かな学校生活の実現を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動運営委員会、生徒会部、部顧問会議及び部長会議等を設置し、組織的・計画的な部活動運営に努める。
- (2) 顧問は、参加する大会やコンクール等を精選した上で、年間及び月間の活動計画を作成する。
- (3) 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるために、専門性を有する外部指導者の協力を得る。

3 休養日及び活動時間

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日（平日に1日及び学校休業日に1日）以上の休養日を設ける。ただし、大会やコンクールへの参加等により学校休業日の両日に活動した場合は、代替休養日の確保に努める。なお、これにより難しい場合、大会やコンクール等の期間終了後に休養日を設ける。
- (2) 活動時間は、原則として平日は2時間程度、学校休業日及び長期休業中は3時間程度とする。ただし、大会やコンクール等への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分配慮して、休憩時間を適切に設定する。

4 留意事項

- (1) 保護者に対して、積極的に部活動の情報を発信するとともに、年間及び月間の活動計画を提示して理解と協力を得る。
- (2) 熱中症の予防、アナフィラキシー・ショックや落雷の回避等、生徒の安全確保と緊急時の対応を徹底するとともに、活動場所の施設・設備等の安全点検を実施し、事故の防止に努める。